

## 第5回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(小石委員)
- 委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第12号議案「芦屋市立中学校の給食実施検討委員会の設置について」を議題といたします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員) 構成委員は12名以内とのことですが、内訳はどうなっていますか。

学校教育課長) 今考えておりますのが、学識経験者が1名、市PTA関係者として小学校から2名、中学校から2名の合計4名。学校教育関係者については4名で、内訳は、小・中の校長の代表が1名ずつ、中学校の教員の代表者1名、栄養士、栄養教諭の中から1名で考えています。

行政関係者は市長部局のほうから1名、教育委員会から1名での合計2名で、全体としては11名構成で、今のところ考えております。

委員長) ほか、いかがですか。

宇佐見委員) 今回、市民委員は入らないのでしょうか。

学校教育課長) 市民委員については今のところ考えておりません。市民の御意見というのは懇話会の中や、アンケートを通じて十分お聞かせいただいたと考えております。

またこのたびの検討委員会は、給食実施を前提に、実施方式を決定することが大きな目的になりますので、今回は公募の市民委員ではなく、学校内のさまざまな状況を理解いただいている保護者のかたの人数を増やすことで対応したいと考えております。

委員長 )       ほか、いかがですか。

小石委員 )       懇話会の委員とは何人か重なってくるのでしょうか。

学校教育課長)       検討委員会では懇話会の流れをよく御存じの方にも何名か入っていただきたいと考えております。結果として懇話会の委員だった方が何名か入るということは、十分あると考えております。

委員長 )       懇話会の委員から何名ぐらい選任されようとお考えですか。

学校教育課長)       まだ人選が完全ではございませんので何人とは決まっていますが、複数名は中に入っていただきたいと考えております。

委員長 )       懇話会では、このことについて十分議論され、揉まれていますからね。新しい人ばかりで、またスタートするというのは極めて不経済、不合理ですから、情報を豊かに持つておられるかたに重複してお願いすることは問題ないと思います。

宇佐見委員)       今後の予定のことについて、いつごろからスタートするのか、何回ぐらい予定されているのかお聞きしたいのですが。

学校教育課長)       懇話会のスタートとしては、議会でもお答えはしておりますが、何とか7月中には開催したいと考えております。

それから、回数につきましては、一つの目標を12月に持つております。12月ありきではないのですが、12月までに一つの結論が見えてくると次年度に向けての対応がある程度でき

ると考えています。ただし、そこで結論が出なければ、まだ会  
は続くと思います。大体4回程度に、あと視察等ができればと  
いうふうに考えております。

委員長) 行政関係者の中で教育委員会から1名というご説明があり  
ましたが、これは教育長が参加されるご予定ですか。

学校教育課長) 教育長に報告という形になりますので、教育長はメンバー  
には入りません。

委員長) では、教育委員会のメンバーで、部長級のかたが入られる  
のですね。

学校教育課長) はい。その予定です。

小石委員) 視察などは考えておられるのですか。事務局のほうで、こ  
こは見ておいたほうが良いという案をもう決めておられますか。  
それとも、この会の中で決めるのですか。

学校教育課長) 案として事務局で候補は幾つか挙げたいと思いますが、会  
の流れによってそこが適切かどうかの判断をいただきたいと思  
いますし、検討委員会の委員の希望もとっていきたいと考えて  
おります。

小石委員) 先日の議会で名古屋方式を出しておられた議員さんがおら  
れましたね、それは何か把握されてますか。

学校教育課長) 名古屋には事務局のほうで7月4日に行ってまいりました。  
あそこは名古屋方式ということで、デリバリーの給食と弁当の  
選択式で、それもランチルームで二つの給食が選択でき、そし  
て各教室でも2種類のランチボックスの給食が選択できるとい  
う、非常にユニークな方式をされておりました。ただ、芦屋で  
それができるかどうかについては、また課題もいろいろあるか

ということで見させていただきました。

小石委員) 要するにいろいろな方式のところを見ていかれるということでしょうか。自校方式だとか親子方式だとか、方式がいろいろありますが、それぞれが候補に挙がっているのですか。それとも、ある程度この方式がいいなというふうに思っておられるところを選んでおられるのですか。

学校教育課長) やはり「芦屋で実行するのであれば」ということがありますので、その実行の可能性が低いところは、見ても仕方がないのかなと思っております。芦屋でできる可能性があるところがやはり候補に挙がってくるだろうとは思っております。

学校教育部長) 補足ですが、昨年の懇話会では宝塚市と三木市に行かせていただきました。同じところをまた視察することはないと思えますし、例えば、デリバリー方式では、近隣で姫路市が実施していますので、こちらからそういったところを提示させていただきながら、検討委員会に諮っていきたいと考えております。

白川委員) 検討委員会では、具体的な実施方式を調査研究するわけですから、その前の懇話会とはかなり違う形で、ポイントを絞って調査研究することになると思えます。

回数も4回ぐらいとのことですから、あまり実現可能性のないようなところを視察しても時間の無駄だと思いますし、調査研究の内容をすごく精査する必要がありますね。これは、最終的には報告書の形で教育長に出されるわけですね。

学校教育課長) はい。そのとおりです。

委員長) それに関連してですけれども、具体的な方策となってくると相当、いわゆるお金の問題、予算のことを含んできますね。

4回程度の中で、いろいろな方式のメニューを並べて、そこには、当然のことながらお金の問題と、実施までの期間の問題などが出てくることになるのですか、そのあたりのところまで踏み込んでいけるのですか。

管 理 部 長 ) 予算面のことは、今回重要なポイントになってきます。実施にあたってはいろいろな方式がありますが、いずれにしても、何らかの学校施設の整備等が必要になってまいります。もちろん山手中学校とか、精道中学校に関しましては、今後、校舎の建替えという問題も控えております。

その中で、どういう形でシミュレーションしていけば一番いいのかというところも含めまして、それぞれの方式でどのぐらいの経費がかかるのかということも、詳細な形は難しいですが、懇話会でお示したよりはもう少し具体的な形で幾らぐらいの経費がかかるのか、市長部局の建築課のほうに、概算で見積りを出してもらえるよう依頼しております。

委 員 長 ) ということは、それぞれのメニューの概算見積りも、ある程度の検討材料として委員会に提供できるということですね。

管 理 部 長 ) そのように考えております。

委 員 長 ) わかりました。

小 石 委 員 ) 非常に抽象的な形ですが、「芦屋らしさ」という言葉がキーワードみたいにして入っていますよね。でも、実はこの中身については、まだそんな精査されていませんよね。

今後方式を決めていく中で「芦屋らしさとは何か」というようなことが、問われてくるかもしれません。この辺はかなり慎重に考えていただく必要はあるんじゃないかと思えます。

委員長 ) どうですか。今、事務当局で、ほかの地域とは違う「芦屋らしさ」ということについて何か感じられるところあったら、お願いします。

学校教育課長) 給食に関して、ということですか。

委員長 ) 給食に関して。「芦屋らしさ」というのは、このあたりが特徴じゃないのだろうか、みたいなお考えがあれば。

学校教育課長) 小学校給食で今一番こだわっているのは、いわゆる出来合いのものではなく、一つ一つ丁寧に手作りをすること。そして化学調味料をなるべく使わず、素材の味を大事にするということ。そのあたりは小学校給食の特徴になるかとは思いますが。

教育長 ) 今、課長から、小学校給食の話がありましたが、小学校における今までの経験をふまえ、今度は中学校という新しいステージにおける芦屋らしさとはどういうものなのか、ということも、やはり議論していかなければなりません。小学生と中学生では発達段階も全然違います。事務局としては、そういう中で、みんなで考えて中学校というステージにふさわしい、いいものを作っていくのが芦屋らしさかなというふうに理解しております。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 次に、第13号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員 ) これによって実質的に奨学金対象者が増えたり減ったりということはないのですよね。

管理課長 ) 中身は全く変わりません。

小石委員 ) 奨学金の対象になっている学生のかたは、今、芦屋市に何人ぐらいいらっしゃるんですか。

管理課長 ) 奨学金の受給者としましては、23年度は合計173人です。今年度は、今ちょうど6月末で1回目の申請を締め切ったところですが、186人の申し込みがありました。これはまだ申請段階で、これから認定の選考に入りますが、申請者としましては186人が申請されております。

小石委員 ) 事実上、ちゃんと機能している制度なのですね。意外と多いんですね。

白川委員 ) 外国人の方はいらっしゃるのですか。

管理課長 ) 毎年1名か2名おられます。今年度は、現段階での申請の方の中にはいらっしゃらないんですけれども、ここ数年、大体1～2名ずつぐらいの割合でおられます。

委員長 ) 金額は幾らだったですかね、奨学金は。

管理課長 ) 公立高校で月5,000円の給付です。私立高校で月7,000円になります。

委員長 ) 関連してお尋ねしますが、国籍について、我々日本人は何

によって証明するかというと、戸籍謄本ですね。現行では、外国人は外国人登録証明書ですよ。

そうすると、今回、外国人登録をなくして、住民基本台帳ということになったのですが、外国人のいわゆる戸籍謄本が作られるかどうかについては、事務局のほうで何か御認識はありますか。

管理部長) 戸籍とかそういう形ではございませんが、外国人の方も住民基本台帳に登載されますので、通称名ですとか国籍については住民基本台帳、住民票の中に記載する事項に加わります。それで一定カバーできるのではないかと考えています。

委員長) なるほど。では今回の改正は、外国人の方も、いわゆる住民票制度の中に取り込まれ、一元化されたことに伴っての変更であるということですね。他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第13号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、日程第5、専決報告第7号「芦屋市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇佐見委員) 新旧対照表で見たときに、現行では、3月31日が日曜に当たる日は同月の29日、ですからこれ、金曜日に当たります

よね。金曜日が休みで土曜日はあったということですよね。

スポーツ・青少年課長) そうです。

宇佐見委員) 休会ではなかったということですよね。で31日が土曜日のときは30日が、つまり金曜日ですね、これが休みで土曜日はあったということですよね。

社会教育部長) 少し補足をいたしますと、もともと土曜日は閉級しておりまして、数年前から土曜日もあるようになりました。

本来そのときに、この規定も整備しておけばよかったところですが、先ほど申し上げたように、うるう年を除いては1年で1日ずつしか曜日がずれませんので、しばらくの間は不都合がないままきておりました。今年、今回このあたりが休みの日と重なるということで、不都合が生じてまいりましたので、今回この対応をさせていただいたということでございます。

委員長) 児童会は、今は月から土まで開かれているということですね。ですから、休会日というのは日曜日しかないわけですね。

それで、年度末の31日は事務日として休会日に設定するけれども、日曜日と重なる場合は、もう一つ手前で事務日が欲しかったと、こういうことなんですね。

社会教育部長) はい、そういうことです。

白川委員) 土曜日はいつから開いたのですか。

スポーツ・青少年課長) 平成16年からです。

委員長) 留守家庭児童会は、全部小学校で実施されていきましたね。

スポーツ・青少年課長) そうです。

委員長) 利用人数はどのぐらいですか。

スポーツ・青少年課長) 今、全学級で401名です。

委員長 ) 通常はいわゆる課外というか、学校の授業が終わった後ですよね。土曜日の場合は1日やっておられるのですか

スポーツ・青少年課長) 土曜日は朝9時から5時までです。

委員長 ) そうですか。

スポーツ・青少年課長) そして平日は、延長保育ということで夜7時まで実施しています。

委員長 ) ということは、子供たちとも、また親との関係においても非常に重要な役割を持っているんですよね。

宇佐見委員) 今回専決をしなければいけなかった理由としては、どういふところにあるのでしょうか。

スポーツ・青少年課長) 今年、24年度の新入級児童の説明会の折に説明の冊子に、記載する必要がございましたので。

委員長 ) ちなみに暦のほうを見ますと、ことしの31日は土曜日ですので何の支障もなく、来年の31日が日曜日になっていますよね。来年なら、まだ十分間があるので、別に専決しなくてもよいのでは、ということですね。

小石委員) いや、パンフレットの準備の関係でということですよ。

委員長 ) そういうことですね。

教育長 ) 小石委員がおっしゃるとおり、留守家庭学級に入るときの約束事として、今年1年のうち、この日とこの日を休みますよというのをお伝えする必要がありますので、実際には来年の3月のことですけれども、その前にきちんと整備をしておかなければならないということでした。

小石委員) この間精道小学校に行ったら、別棟の建物が建っていましたが、どこの学校でもあんな形で運営しているのですか。

スポーツ・青少年課長) 小学校8校で10学級あるのですが、ああいう形で、別に建物が建っているのは、今は宮川小学校と精道小学校だけであとは校舎内に学級があります。

小石委員) わかりました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、専決報告第8号「芦屋市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

図書館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白川委員) 新しい協議会で、第1回はいつ開かれたのですか。また年にどれぐらい開かれるのですか。

図書館長) 毎年2回開いております。前回は3月に開催しましたので次は、だいたい8、9月ぐらいになるかと思います。

委員長) その議題と、どんな内容の議論が交わされたのか。そのあたりはいかがですか。

図書館長) だいたい第1回目として、8月か9月に開かれる分に関しては、前年度の事業についての実績報告が行われ、それについて質疑されるといった内容になります。また、2回目として、3月に行われる分でしたら、予算と新年度の事業内容について御説明させていただく。それについてやはり質疑があると

いった形でございます。

委員長 ) 今年の3月の内容で、予算、決算という形式的なものは除いて、図書館の運営とか内容とか、そのあたりのところで協議会で話されたことがあれば教えてください。

図書館長 ) インターネットの予約について、芦屋では割合的にはどうなってるかとか。先進市の神戸であれば、もう頭打ちになってきているんですけど、芦屋はどうなっているかとか、そういった内容のことが話し合われていました。

委員長 ) 例えば利用者数、それから貸出冊数、このあたりのところはどうか。

図書館長 ) 微増ですが、大体1日で平均しますと2,000冊ぐらい。それから500人ぐらいの利用というぐらいで、徐々には増えていっていますね。

委員長 ) 学校での読書活動がありますね。そういうものと図書館活動というのは何がしかの連携、あるいは影響を受ける、そういう関係というものはあるんですか。

図書館長 ) ブックワーム芦屋の400選の本がありますね。その分を展示するというので、今回させていただいてはおりますが。

委員長 ) 400冊分を展示してあるのですか。

図書館長 ) いえ、スペースの関係上、400冊全部は展示しておりません。

委員長 ) なるほど。各学校に整ってない図書について、子供たちに多く触れさせるとしたら、図書館は最も適切な容量を持っていますよね。このあたりのところで、読書活動と図書館の連携が何かあるかどうかですよね。いかがですか。

図 書 館 長 )       そうですね、基本的に幼稚園のお子様も、今でしたら夏休  
みになってしまいますが、通常ときは2週間に1度の割合に  
来られておりますし、小学校3年生についても、読書をされる  
ために図書館のほうへ訪問されてます。

委 員 長 )       システムのものとしてはないということですかね。あと  
は読み聞かせ活動などは、図書館でもやっておられますか。

図 書 館 長 )       毎週土曜日に行ってます。

委 員 長 )       他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委 員 長 )       次に、専決報告第9号「平成24年度芦屋市青少年育成愛  
護委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長)       〈議案資料に基づき概略説明〉

委 員 長 )       説明が終わりました。質疑はございませんか。

宇 佐 見 委 員 )       人数のほうは昨年と変わっていますか。

青少年愛護センター所長)       昨年度、23年度は169名でございまして、今期  
183名にふえております。内訳につきましては、資料の6ペ  
ージに編成表という形でつけておりますけれども、愛護協会員  
さんが114名、学校から推薦を受けられた委員さんが74名  
という構成になっております。

委 員 長 )       ほかはいかがですかね。

では、私のほうから。構成としては、PTAの皆さん方と、

それから親ではないけれども、社会活動としてその地域を守ろうという方々がおられると思うのですが。人数としてはどのぐらいですか。

青少年愛護センター所長) この編成表の中にもございますけれども、小学校から選出された委員の方々が51名、3中学校から推薦された方が23名という形で、74名になります。

委員長) そうすると、74名ぐらいの方が学校から、言ってみればPTAのほうから出てこられて、この表でいうと114名の方々が、PTA以外で、いわゆる一般の市民の方に協力をしていただいているということですね。

青少年愛護センター所長) 今期愛護協会員さんは114名いらっしゃいますが、そのうち5名の方は兼務ということで、PTAからも選出された方が含まれております。それで合計183名です。

委員長) わかりました。愛護だよりというのが、このかたたちの活動記録になるんですか。

青少年愛護センター所長) 愛護だよりと愛護ニュースがありまして、活動の報告は愛護班ニュースのほうになっております。

委員長) そうですか。

白川委員) PTAのかたは、班は小学校ごとだから、8班あるわけでそこに中学校も入りますよね。愛護協会員のかたも、全く同じように、例えば小学校区ごとの班に入られるのですか。

青少年愛護センター所長) それぞれの小学校区にお住まいの方がその班に入ります。

白川委員) では、協会員だからとか、PTAだからとかという違いはないのですね。同じように活動されるのですね。

青少年愛護センター所長) 全く違いはございません。

白川委員) いつも愛護だよりと愛護班ニュースを見させていただいて、多彩な活動をしておられるとは思いますが、愛護協会員は大體固定的なメンバーなのですか。

青少年愛護センター所長) 愛護委員を経験された方の団体になっておりますので、個人のボランティア団体という形になっておりますのが、愛護協会員でございます。

白川委員) 昨年よりも増えたのはPTAのかたですか。

青少年愛護センター所長) 学校推薦で委員をされた方で、引き続き愛護委員をされたいという方が愛護協会に残られてというところで、愛護協会員が今回、若干名ふえているという状況です。

白川委員) 完全なボランティアですか。それとも些少なりとも報酬があるのですか。

青少年愛護センター所長) 1時間以上の巡視活動をお願いしております。1回当たり、600円の活動費を愛護委員会からお支払いしております。

宇佐見委員) 毎回、本当にいろいろな公園の危険箇所ですとか、町並みで気づいたことなどをチェックしていただいているので、私たちも安全に暮らしていけるなとありがたく思っております。

私も知っている方々が何人かおられますが、話を聞いたらとても楽しく活動していただいているようです。

それで、愛護委員になってから協会員になるという方がふえて、続けてやりたいという方が増えているというのは、とても喜ばしいことだと思います。

ただ、それによって、私もちょっと協会員と小学校、中学校の担当が兼ねられるというのを知らなかったのですが、逆に小学校や中学校からの推薦対象者が、すでに協会員へ上がられた

方だったために、新たに対象者を選出しなくてはいけなかったような意見を聞いたことがありました。その募集の段階で、協会会員と兼ねることができるというのは、お伝えしていらっしかったのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 今期5名の方が協会会員で、かつ学校からの愛護委員ということになりますが、ちょっとその辺の理由につきましては承知していませんけれども、あくまでも学校から推薦されてという形で、こちらのほうは報告をいただいておりますので。

ただ、先ほども申しましたように、経験して引き続きという方になってきますので、学校から推薦され、かつ愛護協会にという形での認識しかちょっと持っておりませんでしたけれども、選出に困られるというふうなことは今初めてお聞きしました。

宇佐見委員) 結局決まったことは決まったのですが、何か決める段階で協会会員になったからそれ以外の方を出さなきゃいけないという認識だったみたいです。私も兼ねられるというのを知らなかったもので、そこではアドバイスができなかったのですが、兼ねても問題はないわけですね。

ただ、その協会会員と小中学校からの推薦の方が兼ねられると人数的に少なくなるという問題が生じるというところはあるのでしょうか。そこがクリアになれば問題ないということですよ。

青少年愛護センター所長) 学校のPTAの組織の関係で、いろいろと難しい部分もあるのかもしれませんが、学校から推薦をいただいているということで承知してしますので、詳しい事情はちょっとわからない部分です。

宇佐見委員) 今回の班ニュースは見出しがついてとても読みやすくなった  
と思います。ありがとうございます。

青少年愛護センター所長) ありがとうございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第6 閉会宣言